



## ～JR 精神障害者割引制度の導入について～ (JR グループ出典)

2025年4月1日より、JR グループでは精神障害者割引制度を導入します。

### 【対象者】

精神障害者保健福祉手帳(有効期限内)をお持ちの方

※お手持ちの手帳が以下の場合、割引が適用とならないためご注意ください。

- ・写真が貼付されていない手帳
- ・『旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第一種または第二種』の記載がない手帳

### 【割引の概要】

(1)介護者の方と手帳をお持ちの方が一緒にご利用になる場合

※介護者の方と手帳をお持ちの方には、同一区間の乗車券類を購入できます。

※割引となる介護者の方は1名です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第一種(1級)精神障害者の方と介護者の方	・普通乗車券・回数乗車券 ・普通急行券・定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます)	5割
12歳未満の第二種(2級・3級)精神障害者の方と介護者の方	・定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます)	5割

(2)手帳をお持ちの方がおひとりをご利用になる場合

※片道の営業キロが100キロを超える場合に限りです。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第一種(1級)精神障害者の方 第二種(2級・3級)精神障害者の方	・普通乗車券	5割

### 【割引内容について】

JR 西日本お客様センター

電話 | 0570-00-2486 または 06-4960-8686

時間 | 9:00～19:00 年中無休

JR グループの

通知はこちらから→



### 【手続き方法に関するお問い合わせ】

<神戸市お問い合わせセンター>

電話 | 0570-083330 または 078-333-3330

時間 | 8:00～21:00 年中無休

ホームページは

こちらから→



所管:神戸市精神保健福祉センター